証券コード：4840
平成27年３月６日

株　主　各　位

東京都千代田区紀尾井町４番１号
株式会社トライアイズ
代表取締役社長　池田　均

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

今回の当社定時株主総会で付議される議案の決議につきましては、会社法及び当社定款の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主様のご出席又は議決権の行使が必要となります。

【郵送による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年３月26日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。
【インターネットによる議決権行使の場合】
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成27年３月26日（木曜日）午後６時までに議案の賛否をご入力ください。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、50頁の＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞をご確認くださいますようお願い申し上げます。
【重複行使の取扱い】
　郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
　また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年３月27日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都千代田区紀尾井町４番１号
　　ホテルニューオータニ　ガーデンコート５階　『アリエス』
３．目的事項
　報告事項　１．第20期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第20期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の配当の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役４名選任の件
　　第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.triis.co.jp/ir/soukai/teiji20.html）に掲載させていただきます。

【お知らせ】
第20回定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ホームページ（http://www.triis.co.jp/）に掲載いたしますのでご参照願います。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、安倍政権のいわゆる「アベノミクス」の政策は全く景気浮揚効果がないことが証明されたと思っています。確かに、円安・株高が進んだことは間違いない事実ではありますが、それは、アベノミクスには全く関係がなく、さらに悪いことには、旧態依然とした貨幣供給量の増加とばらまき財政投融資という金融緩和政策は、国内での貧富の二極化を助長し、かつ財政悪化という副作用だけが残るという愚策だと認識しております。一方で、世界の動きを見ても、米国経済は堅調に推移しているものの、欧州経済は依然として緊縮財政を継続せざるを得ない状態で、中国やインドをはじめとする新興国の景気鈍化が顕著になってきており、厳しい経済環境であると言えます。

そのような経済・政治環境のなか、トライアイズグループは、景気変動の影響を受けない企業グループとして、小さくとも知性を使って、その世界ではNo. １となり光る企業グループを目指すという方針のもと「イノベーションによるコスト優位の確立」を最重要目標とし、売上が減少しても黒字化できる体質づくりを続けており、直近の３事業年度にわたり順調に業績回復を実現することができました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、グループ全体の売上高が3,481百万円（前年同期比23.1％減）と減収となったものの、原価率の改善と販売費及び一般管理費が1,295百万円（前年同期比21.1％減）と引き続き経費削減を行った結果、営業利益は105百万円（前年同期比17.4％増）、投資有価証券清算分配金の計上もありましたが、経常利益は181百万円（前年同期比11.5％減）、税金等調整前当期純利益は178百万円（前年同期比6.3％増）、当期純利益は137百万円（前年同期比108.7％増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の取組みと業績についてご説明します。

まず建設コンサルタント事業においては、高度成長期を中心に建設された河川管理施設等の設備修繕・更新や長寿命化関連業務、防災・減災対策関連業務の受注が増えました。一方、従来型の大型公共事業であるダムにつきましては、建設中ダムの受注は維持しておりますが、新規ダムにつきましては厳しい状況にあります。

㈱クレアリアとしましては、従来型業務の減少に対して維持管理を中心とした業務の受注が増加傾向にあり、転換が数字に表れてきております。あわせて、リストラクチャリング効果も加わり、売上は減少したものの、営業利益はやや増加することができました。

これらの結果、売上高は2,328百万円（前年同期比17.2％減）、営業利益は209百万円（前年同期比3.6％増）となりました。

次にファッションブランド事業においては、引き続き、消費税増税の影響により、節約志向が強まり消費が抑えられている傾向にあり厳しい状況が続いております。ライセンシングビジネスにおいては、ブランド価値向上の努力の成果もあり、前期に引き続きＣＬＡＴＨＡＳ（クレイサス）のロイヤルティ収入が業績に大きく貢献いたしました。また、㈱セレクティブが運営するオンラインショップの販売は拡大しておりますが、台湾現地法人の拓莉司国際有限公司、東京ブラウス㈱、濱野皮革工藝㈱においては、販売網の見直しにより、売上が減少しております。㈱セレクティブと連携を強化し、国内国外を問わず、オンラインショップでの販売に注力してまいります。

これらの結果、売上高は1,153百万円（前年同期比32.8％減）、営業損失は51百万円（前年同期は62百万円の営業損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました企業集団の設備投資額は8百万円であり、その主なものは本社の空調設備改修と工具器具備品であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は重要な資金調達を行っておりません。なお、設備投資資金は全額自己資金にて賄いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

項目	第17期 (平成23年12月期)	第18期 (平成24年12月期)	第19期 (平成25年12月期)	第20期 (当連結会計年度) (平成26年12月期)
売上高	千円 5,987,840	千円 5,037,821	千円 4,527,600	千円 3,481,785
当期純利益又は当期純損失(△)	千円 25,954	千円 △52,708	千円 65,948	千円 137,628
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	円 21.45	円 △43.94	円 5.77	円 12.33
総資産	千円 7,915,430	千円 7,672,315	千円 7,596,628	千円 7,203,060
純資産	千円 6,918,379	千円 6,736,800	千円 6,583,610	千円 6,465,374
１株当たり純資産額	円 5,753.29	円 5,659.98	円 577.04	円 590.63

(注) 当社は、平成25年４月15日開催の取締役会において、平成25年７月１日付で株式１株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
拓莉司国際有限公司	35百万 台湾ﾄﾞﾙ	100.00	ファッションブランド
㈱トライアイズビジネスサービス	50	100.00	シェアードサービス
㈱セレクティブ	50	100.00	Ｅコマース
東京ブラウス㈱	100	100.00	ファッションブランド
濱野皮革工藝㈱	15	100.00	ファッションブランド
㈱クレアリア	100	100.00	建設コンサルタント

(4) 対処すべき課題

当社グループは、景気変動の影響を受けない企業グループとして、小さくとも知性を使って、その世界ではNo. 1となって光る企業グループを目指しております。そして当社グループの経営理念・企業理念を全うすることで社会貢献のできる企業グループになり、厳しい経営環境下にあっても着実に業績を伸ばし企業価値を向上させたいと考えております。そのためには以下の課題に対処していく所存です。

① イノベーションによるコスト優位の確立

当社の事業ポートフォリオが属する事業ドメインは、競争が激甚で、かつ飽和市場、いわゆる、斜陽産業と呼ばれる分野です。したがって、まずは既存市場で生き残ることが重要であると考えます。そのためには、イノベーションによるコスト優位の確立を達成する必要があります。縮小する既存市場からの売上でカバーできる販売費及び一般管理費、適正人員を確定し、そのために必要な売上総利益を確保するために売上原価を圧縮することがその第一歩であると考えます。㈱トライアイズビジネスサービスの設立による販売費及び一般管理費の削減及び適正人員の配置はほぼ終了し、今後はそれを賄う売上総利益を確保するためのイノベーションによる業務プロセスの改革を行うことで、コスト優位を確立したいと考えております。

② 人材の評価・育成及び確保

当社グループは、今後積極的な事業展開を図っていくなかで、営業、企画、技術など直接的に商品を取り扱う部門においても、またそれを後方から支援する管理部門においても、当社グループの事業を推進していくうえで必要な専門知識と豊富な経験を持った優秀な人材の確保、人材の継続的な教育・育成と適材適所の配置が、今後の当社グループ発展の礎となると認識しております。

また、人事評価は極めて重要であるという認識を持ち、実力本位、実績主義の人事処遇制度を導入しておりますが、メリハリのある評価をすることで従業員のモラールが向上しております。さらに人材レベルを維持するためにも、また将来予想される事業拡大に対応するためにも、継続的な人員補強に取り組んでまいります。

③　新規事業ポートフォリオの取得

当社の事業は、持株会社として事業ポートフォリオとしての子会社群を経営・統括することです。既存２事業ポートフォリオの業績を向上させるのは勿論ですが、景気変動の影響を受けない企業グループになるにはさらに２、３事業ポートフォリオを取得する必要があると考えております。したがって、既存事業の再構築と同時に新規事業ポートフォリオの取得が重要な戦略となります。事業実態があり、レバレッジが高くなく、既存事業とは異業種の事業を中心に探してまいります。

④　利益体質の定着化

当社グループは、上記①から③の課題を克服し、効果的な経営施策を継続することによって、グループ全体の収益性を高め、黒字体質を実現することができました。今後は、グループ全体での利益の拡大を図ることが、企業グループとしての存在意義の確立につながると認識し、今後の事業活動にあたる所存です。

(5) 主要な事業内容（平成26年12月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、当社（㈱トライアイズ）、子会社６社（拓莉司国際有限公司、㈱トライアイズビジネスサービス、㈱セレクティブ、東京ブラウス㈱、濱野皮革工藝㈱、㈱クレアリア）で構成されております。

当社グループの事業内容及び当社と主要関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

① 建設コンサルタント事業

主要な事業は、社会資本整備、特にダム・河川・海岸などの水関連分野における事業者である国・地方公共団体・公団などに対する企画・調査・分析・試験・計画・施工管理等事業執行を支援することです。子会社である㈱クレアリアが本事業にあたっております。

なお、㈱クレアリアは、高速画像配信ソフトであるＺＯＯＭＡ、情報漏洩防止ソフトであるＯｍｎｉＴｒｕｓｔの商品群を擁するＩＴソリューション事業も行っております。

② ファッションブランド事業

主要な事業は、婦人服・ハンドバッグ・革製品などの企画・製造卸・販売です。

子会社である拓莉司国際有限公司は戦略的海外拠点として台湾にて営業、東京ブラウス㈱についてはファッションブランド「ＣＬＡＴＨＡＳ」、濱野皮革工藝㈱についてはバッグ・財布等、各社のＥコマースについては㈱セレクティブがそれぞれ行っております。

③ シェアードサービス

グループ各社の管理系業務（経理・総務・人事・情報システム）を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成26年12月31日現在）

㈱トライアイズ	本　社：東京都千代田区
拓莉司国際有限公司	本　社：台湾台北市
㈱トライアイズビジネスサービス	本　社：東京都北区
㈱セレクティブ	本　社：東京都北区
東京ブラウス㈱	本　社：東京都北区
濱野皮革工藝㈱	本　社：東京都北区 工　場：長野県北佐久郡
㈱クレアリア	本　社：東京都北区

(7) 使用人の状況（平成26年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設コンサルタント事業	43（38）名	△ 5（△13）名
ファッションブランド事業	26（14）	△ 7（△ 7）
全社（共通）	13（ 1）	△14（ － ）
合計	82（53）	△26（△20）

（注）1. 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて大幅に減少しておりますのは、主に事業リストラクチャリング、合理化によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8（－）名	－（－）名	40.3歳	6.9年

（注）1. 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数には、当社から社外への出向者３名を含みます。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　47,000,000株

② 発行済株式の総数　12,000,000株

（注）平成26年７月31日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて600,000株減少しております。

③ 株主数　21,423名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
池田　均	275,950株	2.55%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	213,860	1.98
株式会社ＳＢＩ証券	181,700	1.68
松井証券株式会社	145,000	1.34
佐藤　有希子	122,400	1.13
日本証券金融株式会社	114,500	1.06
清水　豊晴	111,000	1.02
赤根　克洋	100,000	0.92
竹林　義則	100,000	0.92
梶原　隆徳	96,700	0.89

（注）1. 当社は、自己株式を1,203,690株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成26年12月31日現在）

発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使の条件	役員の保有状況	
							取締役(社外取締役を除く)	監査役
平成17年６月30日の臨時株主総会（第5回新株予約権）	1,000個	普通株式　10,000株(新株予約権1個当たり10株)	無償	9,540円	自平成19年７月１日至平成27年６月30日	(注)1.	1,000個(1名)	0個
平成18年３月29日の定時株主総会（第8回新株予約権）	12,600個	普通株式 126,000株(新株予約権1個当たり10株)	無償	2,301円	自平成20年４月１日至平成28年３月31日	(注)2.	9,700個(3名)	0個
平成23年４月15日の取締役会（第1回株式報酬型新株予約権）	510個	普通株式　51,000株(新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自平成23年５月18日至平成53年５月17日	(注)3.	510個(3名)	0個
平成24年４月16日の取締役会（第2回株式報酬型新株予約権）	1,040個	普通株式 104,000株(新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自平成24年５月21日至平成54年５月16日	(注)3.	1,040個(4名)	0個
平成25年４月15日の取締役会（第3回株式報酬型新株予約権）	1,340個	普通株式 134,000株(新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自平成25年５月16日至平成55年５月15日	(注)3.	1,340個(4名)	0個
平成26年４月15日の取締役会（第4回株式報酬型新株予約権）	1,190個	普通株式 119,000株(新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自平成26年５月17日至平成56年５月16日	(注)3.	1,120個(4名)	70個(3名)

（注）新株予約権の行使の条件

（注）1.	(ⅰ)本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、この限りではない。 (ⅱ)本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。 (ⅲ)当社と本新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。
（注）2.	(ⅰ)本新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、この限りではない。 (ⅱ)本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。 (ⅲ)当社と本新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。
（注）3.	(ⅰ)新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使する。 (ⅱ)新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、新株予約権者が死亡した日から１年間に限り本新株予約権を行使できる。 (ⅲ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から30日間以内に限り本新株予約権を行使できる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使の条件	交付状況	
							当社使用人	子会社使用人
平成26年４月15日の取締役会(第12回新株予約権)	1,185個	普通株式 118,500株(新株予約権1個当たり100株)	無償	235円	自 平成28年５月17日 至 平成36年５月16日	(注)1.	380個 (4名)	805個 (13名)

(注) 新株予約権の行使の条件

(注) 1.	(ⅰ)本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、この限りではない。 (ⅱ)本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。 (ⅲ)当社と本新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成26年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池田　均	㈱ｸﾚｱﾘｱ代表取締役 拓莉司国際有限公司取締役 ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ取締役 ㈱ｾﾚｸﾃｨﾌﾞ取締役 東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱取締役 濱野皮革工藝㈱取締役
代表取締役副社長	佐藤有希子	拓莉司国際有限公司代表取締役 東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱代表取締役 濱野皮革工藝㈱代表取締役 ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ取締役 ㈱ｾﾚｸﾃｨﾌﾞ取締役 ㈱ｸﾚｱﾘｱ取締役
取締役	梶原隆徳	経営企画部長 ㈱ｾﾚｸﾃｨﾌﾞ代表取締役 東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱取締役 濱野皮革工藝㈱取締役 ㈱ｸﾚｱﾘｱ取締役 ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ監査役
取締役	桑島勝典	総務部長 ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ代表取締役 東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱取締役 濱野皮革工藝㈱取締役 ㈱ｸﾚｱﾘｱ取締役 ㈱ｾﾚｸﾃｨﾌﾞ監査役
常勤監査役	下村昭彦	濱野皮革工藝㈱社外監査役 ㈱ｸﾚｱﾘｱ社外監査役
監査役	黄瀬將美	ながら・ｱｾｯﾄ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ㈱取締役 濱野皮革工藝㈱社外監査役
監査役	西村利行	㈱ｸﾚｱﾘｱ社外監査役

（注）1. 監査役下村昭彦氏、監査役黄瀬將美氏並びに監査役西村利行氏は社外監査役であります。
2. 当社は、監査役黄瀬將美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	4名	141百万円
社外監査役	3名	7百万円
合計	7名	148百万円

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年５月26日開催の第５回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成23年３月25日開催の第16回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年５月26日開催の第５回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。また別枠で、平成26年３月26日開催の第19回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額５百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、取締役４名に対するストックオプションによる報酬額22百万円及び社外監査役３名に対するストックオプションによる報酬額１百万円が含まれております。
5. 社外監査役３名が当社子会社から受けた役員報酬等の総額は４百万円であります。

③ 社外役員に関する事項

１．他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

監査役黄瀬將美氏は、ながら・アセット・マネジメント㈱の取締役を兼務しております。当社と、ながら・アセット・マネジメント㈱との間には特別の関係はありません。

２．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ．監査役下村昭彦氏は、濱野皮革工藝㈱及び㈱クレアリアの社外監査役であります。濱野皮革工藝㈱及び㈱クレアリアは当社の連結子会社であります。

ロ．監査役黄瀬將美氏は、濱野皮革工藝㈱の社外監査役であります。濱野皮革工藝㈱は当社の連結子会社であります。

ハ．監査役西村利行氏は、㈱クレアリアの社外監査役であります。㈱クレアリアは当社の連結子会社であります。

3．当事業年度における主な活動状況

イ．　取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（17回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役　下村　昭彦	17回	100%	17回	100%
監査役　黄瀬　將美	17回	100%	16回	94%
監査役　西村　利行	17回	100%	17回	100%

ロ．　取締役会及び監査役会における発言状況

取締役会において、監査役下村昭彦氏及び監査役黄瀬將美氏は、会社経営の実務経験者としての専門的見地から、監査役西村利行氏は、金融機関に長年携わった豊富な経験と幅広い知識からの発言を行っております。

また、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。

4．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　清陽監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人清陽監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は22百万円又は法令の定める額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役及び担当執行役員は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。総務部門は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努める。

また、当社のコンプライアンスの強化・推進を図るためにコンプライアンス委員会を設置し、法令・諸規則の遵守状況の監視、関連規程の整備及び役職員に対しての研修等を実施する。コンプライアンス委員会は、社長直属の組織とし、法令・諸規則の遵守状況並びに関連規程の制定改廃の要否を社長に報告し、その内容を定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。

取締役が、他の取締役の法令、定款又は関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査役・取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書・記録等の保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の担当取締役及び担当執行役員は、各部門別に業績検討会議を開催し、プロジェクトの状況、業績見通し、クレーム情報、代金回収状況及びトラブル状況等の事業活動状況を報告させ、当該事業に内在するリスクを把握分析したうえで対策を検討し、リスク発生の未然防止及び発生した場合の的確な対応に努めるとともに、このうち重要な事項については、代表取締役社長、取締役及び執行役員で構成される経営会議に上程する。経営会議は、係る事項についての対策を審議・決定するとともに、全社横断的なリスク状況の監視及び対応を実施する。

総務部門は、各部門のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を取締役会に報告する。

新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、必要に応じ、弁護士等の外部の専門家の助言を

求め、当該リスクに対応する体制を整える。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、職務権限規程に基づいて意思決定プロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的に運用状況を検証する体制をとる。

また、執行役員制度をより一層充実させ、部門ごとの責任を明確化したうえで、経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

代表取締役、取締役及び執行役員で構成する経営会議のなかで、重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

「取締役会規程」ほか各種規程を適宜見直し、検証を図り、業務執行の責任と権限を明確にする。

⑤　会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、連結子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、定期的な営業報告及び財務報告等を受け、経営会議にて検討のうえ、必要な指示指導を行う。また、必要に応じて連結子会社の代表者が経営会議に出席し状況説明を行うことにより、各社の経営状況を把握し、強固なグループ経営体制の維持を図る。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき組織として、総務部門がこれを担当する。監査役がこれ以外に職務を補助すべき使用人を必要とした場合、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で、監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を置く。

なお、監査役の職務を補助する使用人の人事異動及び評価等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役会からの独立性を確保する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反又は当社の業務若しくは業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するとともに、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。監査役は、監査役会規程に基づいてその他の監査役へ報告する体制をとる。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定過程及び業務の執行状況等を把握するため、取締役会及び重要な会議に参加するとともに、取締役及び使用人から説明を求め又は情報の交換を行うこととする。また、監査役会は、随時代表取締役社長及び会計監査人との意見交換会を開催する。

取締役会は、監査役の求めがあった場合、監査役がその職務遂行に関し、弁護士及び公認会計士等の外部専門家から、監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する。

⑨　反社会的勢力との関係遮断のための基本的な考え方とその整備体制

当社グループは、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則って対応する。社会的正義を実践するために社内ルールを定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。

反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等から情報収集に努める。社内に向けて対応方法等の周知を図り、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を整備する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

①　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社及び当社グループの事業特性並びに株主をはじめとする国内外の顧客・社員・取引先などの各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の本源を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的若しくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

そうした考え方を基本にしながら、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいて

は株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の自由な意思と判断に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案のなかには、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 基本方針実現に資する取組みについて

当社は平成７年にソフトウェアの開発・販売会社として創業、平成19年からは純粋持株会社にその組織体制を変更し、現在は事業子会社６社を傘下に、グループ企業の経営・統括を行っております。主要な事業ポートフォリオは建設コンサルタント事業とファッションブランド事業の２つとなっております。

当社の存在意義は、成長の可能性を持ちながらも様々な要因によってそれを実現できずにいる企業を再生することです。当社は事業ポートフォリオの売買を積極的に実行する、バイアウト型の投資会社ではなく、当社グループ傘下事業会社の再生・拡大を図り、企業グループ全体の価値を長期にわたって継続的に向上させていくことが、その大きな目標となっております。グループ会社の再生を通して、ともに成長することによって、企業グループ全体の価値を向上させること、それが当社を取り巻く全てのステークホルダーにとって最良の結果をもたらすものと考えております。

当社及び当社グループの企業価値の主な源泉は①グループ会社経営で培った知恵と意志の力、②各事業において培われた技術力、③顧客とのサービスの品質に基づいた長期にわたる信頼関係、にあると考えております。

まず、①につきましては、当社のグループ会社経営に関する基本的な指針として、各事業会社の経営の自由度を容認しながらも、進むべき方向性を見出すことを支援し、その結果として、各事業会社のグループ全体に対する貢

献度上昇の促進を目指しております。したがって、各事業会社がその属する業界固有の考え方から脱却し、それぞれがグローバルな企業として認められるためにいかにグループ標準に近付けるようにリードできるか、という課題に常に向き合っております。そうしたなかから、企業グループ統括のためのノウハウが蓄積され、指導力を発揮するための知性が磨かれることに結びついてきました。そもそも、当社の経営陣が抱いているグループ全体の改善についての意志は比類無き強さであり、その気持ちを現場のグループ企業の全役職員に浸透させることにより、グループ全体の企業価値の向上に対する意欲の高揚につなげております。

次に、②の技術力に関しましては、水関連に特化した建設コンサルタントとしての確固たる技術、ファッション業界の激しい競争を乗り越え、長い歴史のなかで培われた商品開発力を保持しております。また、建設コンサルタント事業分野では、従来の枠を超えて地球環境関連市場に新しいニーズを開拓した展開をする予定でおります。

次に、③のサービスの品質に基づいた顧客との信頼関係の面では、当社グループは、上述の事業を長年にわたり展開を進めてきた結果、高い技術力とサービスの質を持つ会社として、顧客の高い信頼を得ており、この信頼が当社グループの企業価値を高めるための大きな要素となっております。

このような創業以来の当社及び当社グループの取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっております。当社の企業文化の継続・発展を通してのみ当社の社会的意義を高めることになり、結果として企業価値及び株主共同利益を最大化することにつながるものと考えております。

一方、近年、当社グループの事業を取り巻く環境は大きく動きつつあります。当社ではコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請や技術競争の流れに沿った多様な契約形態への対応を迅速に進めてまいりました。

このような変化に対応しつつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するために、長期ビジョンとして当社グループの上部市場への再上場の実現を目標とし、中期的な取組みとして、「景気変動の影響を受けない企業グループになること。小さくとも知性を使ってその世界ではNo.1となり光ることのできる企業になること。」を目標に掲げ、厳しい経営環境のなかで、成長を持続させてまいります。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成26年３月26日開催の当社定時株主総会において、本プランの継続について株主の皆様の承認を得ております。本プランの詳細につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.triis.co.jp/pdf/2014/2014_214-2.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。

④　基本方針実現に資する取組みに対する取締役会の判断及びその理由

以上の各取組みにつきましては、当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に向上させるために実施しているものでありますので、当社取締役会として、いずれも次の各要件に該当するものと判断しております。

１．①の基本方針に沿うものであること。

２．株主共同の利益を損なうものではないこと。

３．当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

ロ．当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入

されるものです。

ハ．株主意思を重視するものであること

本プランは、その導入について株主の皆様の承認を得ております。また、本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

さらには、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。したがいまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

ニ．合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

ホ．デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

（平成26年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,568,013**	**流動負債**	**671,760**
現金及び預金	2,376,039	支払手形及び買掛金	113,224
受取手形及び売掛金	255,537	未払法人税等	25,936
有価証券	104,361	受注損失引当金	919
商品及び製品	320,097	返品調整引当金	5,007
仕掛品	232,661	前受金	284,766
原材料及び貯蔵品	56,787	その他	241,906
繰延税金資産	61,420	**固定負債**	**65,925**
その他	161,392	資産除去債務	24,293
貸倒引当金	△284	その他	41,632
固定資産	**3,635,046**	**負債合計**	**737,686**
有形固定資産	**1,033,348**	**純資産の部**	
建物及び構築物	199,811	**株主資本**	**6,364,861**
土地	809,621	資本金	5,000,000
その他	23,915	資本剰余金	1,926,030
無形固定資産	**635,629**	利益剰余金	△250,250
のれん	586,441	自己株式	△310,918
ソフトウエア	17,054	**その他の包括利益累計額**	**11,771**
その他	32,133	為替換算調整勘定	11,771
投資その他の資産	**1,966,069**	**新株予約権**	**88,741**
投資有価証券	1,787,700	**純資産合計**	**6,465,374**
繰延税金資産	2,936		
その他	196,980		
貸倒引当金	△21,548		
資産合計	**7,203,060**	**負債及び純資産合計**	**7,203,060**

連結損益計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,481,785
売上原価		2,080,699
売上総利益		1,401,085
販売費及び一般管理費		1,295,289
営業利益		105,796
営業外収益		
受取利息	6,989	
投資有価証券清算分配金	64,045	
不動産賃貸料	8,886	
為替差益	1,996	
その他	3,656	85,574
営業外費用		
支払利息	399	
不動産賃貸原価	8,180	
支払手数料	1,023	
その他	526	10,130
経常利益		181,239
特別利益		
投資有価証券売却益	11,501	11,501
特別損失		
減損損失	14,056	
その他	51	14,107
税金等調整前当期純利益		178,633
法人税、住民税及び事業税	57,216	
法人税等調整額	△16,211	41,004
少数株主損益調整前当期純利益		137,628
当期純利益		137,628

連結株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000,000	2,070,940	△274,968	△291,115	6,504,856
当期変動額					
剰余金の配当			△112,911		△112,911
当期純利益			137,628		137,628
自己株式の取得				△175,184	△175,184
自己株式の処分		△2,710		13,181	10,471
自己株式の消却		△142,200		142,200	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△144,910	24,717	△19,802	△139,995
当期末残高	5,000,000	1,926,030	△250,250	△310,918	6,364,861

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,595	10,595	68,158	6,583,610
当期変動額				
剰余金の配当				△112,911
当期純利益				137,628
自己株式の取得				△175,184
自己株式の処分				10,471
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,175	1,175	20,583	21,758
当期変動額合計	1,175	1,175	20,583	△118,236
当期末残高	11,771	11,771	88,741	6,465,374

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．連結の範囲に関する事項

（１）連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

①　連結子会社の数　　６社

②　連結子会社の名称

拓莉司国際有限公司
(株)トライアイズビジネスサービス
(株)セレクティブ
東京ブラウス(株)
濱野皮革工藝(株)
(株)クレアリア

（２）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、拓莉司国際有限公司の決算日は10月31日、㈱トライアイズビジネスサービス、㈱セレクティブ、東京ブラウス㈱、濱野皮革工藝㈱及び㈱クレアリアの決算日は11月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、これらの連結子会社の決算日の翌日から連結決算日12月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

２．持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

３．会計処理基準に関する事項

（１）重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

(イ)満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(ロ)その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

②　たな卸資産

(イ)㈱クレアリア

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ)㈱クレアリア以外の連結子会社

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	５～50年
その他	２～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

連結子会社の㈱クレアリアにおいては、受注案件のうち、期末時点で将来に損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、受注損失に備えるため、将来の損失見積額を計上しております。

③ 返品調整引当金

一部の連結子会社は、売上に係る返品による損失に備え、一定期間の返品実績率に基づく損失見込相当額を計上しております。

（4）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

（５）のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年で均等償却しております。

（６）その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、全額費用処理しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「支払手数料」は1,054千円であります。

（追加情報）

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年１月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01％から35.64％になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　　656,155千円

２．記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当連結会計年度の末日における当該株式会社の発行済株式の総数　12,000,000株

２．当連結会計年度の末日における自己株式の数　1,203,690株

３．当連結会計年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数　714,500株

４．当連結会計年度の末日における新株予約権の残高　88,741千円

５．剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成26年3月26日定時株主総会	普通株式	112,911千円	10円00銭	平成25年12月31日	平成26年3月27日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成27年3月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	129,555千円	12円00銭	平成26年12月31日	平成27年3月30日

6．記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づいて必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余剰資金は安全かつ確実で効率のよい資金運用を行い、投機目的の資金運用は行わないものとしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、月次で把握した時価を経営層に報告し、リスク管理を行う社内体制をとっております。

投資有価証券は満期保有目的の債券であります。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用していることにより、当該価格が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,376,039	2,376,039	―
(2) 受取手形及び売掛金	255,537		
貸倒引当金 (*)	△284		
	255,252	255,252	―
(3) 投資有価証券	1,787,700	2,064,950	277,249
資産計	4,418,991	4,696,241	277,249

(*) 受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提出された価格によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,376,039	―	―	―
受取手形及び売掛金	255,252	―	―	―
投資有価証券				
満期保有目的の債券	―	―	―	2,000,000
合　計	2,631,291	―	―	2,000,000

(注)満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額は、減損処理後の金額であり、償還予定額とは相違しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

一部の連結子会社では、埼玉県戸田市において賃貸収益を得ることを目的として賃貸住宅を所有しております。

賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位:千円）

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	299,227	△9,362	289,865	246,673

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費（4,974千円）、減損損失（4,386千円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主な物件については社外不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額、その他の物件については、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」第13項を適用し、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産に関する平成26年12月期における損益は、次のとおりであります。

（単位:千円）

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他
賃貸等不動産	8,886	8,180	705	—

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　590円 63銭

２．１株当たり当期純利益　12円 33銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成26年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,569,381**	**流動負債**	**108,053**
現金及び預金	1,262,032	未払金	44,845
売掛金	27,023	未払費用	508
有価証券	104,361	未払法人税等	4,592
前払費用	7,068	預り金	19,115
関係会社短期貸付金	25,000	その他	38,991
繰延税金資産	24,531	**固定負債**	**47,970**
その他	119,363	長期未払金	40,000
固定資産	**5,730,309**	繰延税金負債	760
有形固定資産	**113,907**	資産除去債務	7,209
建物	17,365	**負債合計**	**156,024**
工具器具及び備品	5,738	**純資産の部**	
土地	90,803	**株主資本**	**7,054,924**
無形固定資産	**21,502**	資本金	5,000,000
商標権	21,369	資本剰余金	1,926,030
その他	133	その他資本剰余金	1,926,030
投資その他の資産	**5,594,898**	利益剰余金	439,812
投資有価証券	1,787,700	利益準備金	23,137
関係会社株式	3,760,371	その他利益剰余金	416,675
破産更生債権等	14,620	繰越利益剰余金	416,675
その他	46,826	自己株式	△310,918
貸倒引当金	△14,620	**新株予約権**	**88,741**
資産合計	**7,299,691**	**純資産合計**	**7,143,666**
		負債及び純資産合計	**7,299,691**

損　益　計　算　書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
営　業　収　益		**739,718**
売　上　総　利　益		**739,718**
一　般　管　理　費		**385,686**
営　業　利　益		**354,032**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	3,054	
有　価　証　券　利　息	5,822	
投資有価証券清算分配金	64,045	
不　動　産　賃　貸　料	24,840	
そ　の　他	4,406	102,168
営　業　外　費　用		
不　動　産　賃　貸　原　価	2,517	
減　価　償　却　費	3,220	
支　払　手　数　料	1,023	6,761
経　常　利　益		**449,439**
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	11,501	11,501
特　別　損　失		
子会社株式評価損	280,000	280,000
税引前当期純利益		**180,940**
法　人　税　等	15,055	
法人税等調整額	△24,809	△9,754
当　期　純　利　益		**190,695**

株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	5,000,000	2,070,940	2,070,940	11,846	350,183	362,029	△291,115
当期変動額							
剰余金の配当				11,291	△124,202	△112,911	
当期純利益					190,695	190,695	
自己株式の取得							△175,184
自己株式の処分		△2,710	△2,710				13,181
自己株式の消却		△142,200	△142,200				142,200
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	△144,910	△144,910	11,291	66,492	77,783	△19,802
当期末残高	5,000,000	1,926,030	1,926,030	23,137	416,675	439,812	△310,918

	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	7,141,853	68,158	7,210,012
当期変動額			
剰余金の配当	△112,911		△112,911
当期純利益	190,695		190,695
自己株式の取得	△175,184		△175,184
自己株式の処分	10,471		10,471
自己株式の消却	－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		20,583	20,583
当期変動額合計	△86,929	20,583	△66,345
当期末残高	7,054,924	88,741	7,143,666

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

②　子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③　その他の有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～15年
工具器具及び備品	５～８年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、全額費用処理しております。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度まで固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「商標権」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度の「商標権」は20,023千円であります。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「ソフトウエア」（当事業年度は133千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

（損益計算書）

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度の「支払手数料」は1,054千円であります。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額	40,339千円
２．関係会社に対する金銭債権（区分掲記したものを除く）	
関係会社に対する短期金銭債権	40,815千円
３．取締役に対する金銭債権	1,466千円

４．記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

（損益計算書に関する注記）

１．関係会社との営業取引高	600,087千円
２．関係会社との営業取引以外の取引高	30,592千円

３．記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当事業年度の末日における自己株式の数	1,203,690株

２．記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	607千円
税務上の繰越欠損金	23,923
その他	1,452
小　計	25,983
評価性引当額	△1,452
差　引	24,531
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	5,210
破産更生債権	103,067
関係会社株式評価損	179,121
投資有価証券評価損	193,342
役員退職慰労引当金	14,256
税務上の繰越欠損金	7,863,352
その他	33,057
小　計	8,391,408
評価性引当額	△8,391,408
差　引	―
繰延税金資産の合計	24,531
繰延税金負債（固定）	
建物附属設備	△760
繰延税金負債の合計	△760

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない額	12.0%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△63.0%
住民税均等割	0.7%
評価性引当額他	6.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△5.4%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、

平成27年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

属　性	会社等の名称	議決権の所有割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱セレクティブ	100.00	兼任4人	業務の受託	経営指導	20,007	売掛金	1,807
	東京ブラウス㈱	100.00	兼任4人	業務の受託	ＥＣサイト利用料	1,500	—	—
	濱野皮革工藝㈱	100.00	兼任6人	業務の受託	経営指導 ＥＣサイト利用料	98,340 1,760	売掛金 未収収益	7,207 —
				資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	50,000 2,492	短期貸付金 未収収益	25,000 1,394
				土地・建物の賃貸	工場の賃貸	24,840	未収収益	2,235
	㈱クレアリア	100.00	兼任6人	業務の受託	経営指導	181,674	売掛金	18,007
				—	配当金の受取	300,065	—	—

（注）1. 業務の受託については、業務受託基本契約を締結しており、受託料は協議により合理的に決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 工場用地の賃貸料については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　　653円 46銭

※　１株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

貸借対照表上の純資産額	7,143,666千円
純資産額から控除する金額	88,741千円
普通株式に係る純資産額	7,054,924千円
普通株式の発行済株式数(自己株式控除後)	10,796,310株

２．１株当たり当期純利益　　17円 09銭

※　１株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	190,695千円
普通株主に帰属しない金額	該当事項なし
普通株式に係る当期純利益	190,695千円
普通株式の期中平均株式数	11,161,395株

３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益　　16円 54銭

４．記載金額は、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を除いて、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年２月16日

株式会社トライアイズ
　取締役会　御中

清陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大河原　恵　史	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松　渕　敏　朗	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社トライアイズの平成26年１月１日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年２月16日

株式会社トライアイズ
　取締役会　御中

清陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大河原　恵　史	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松　渕　敏　朗	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トライアイズの平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及び附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月23日

株式会社トライアイズ監査役会

常勤監査役　下　村　昭　彦　㊞

監　査　役　黄　瀬　將　美　㊞

監　査　役　西　村　利　行　㊞

（注）監査役下村昭彦、黄瀬將美並びに西村利行は、会社法第２条第16号に規定する社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

期末配当につきましては、業績、当社グループを取り巻く経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、普通配当を10円とし、あわせて記念配当（設立20周年記念）２円を加え12円とさせていただきたく存じます。

（１）　配当財産の種類
　　金銭

（２）　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金12円　　総額129,555,720円

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年３月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　（現行どおり）
１．～34.　（記載省略）	１．～34.　（現行どおり）
（新　　設）	35. 農畜産物の生産、加工及び販売並びにそれらに関する技術開発
（新　　設）	36. 飲食店の経営並びに食料品、加工食品、調味料及び飲料の販売及び輸出入
35. ～38.　（記載省略）	37. ～40.　（現行どおり）
（新　　設）	41. 上記各事業、経営及び海外進出に関するコンサルティング
39. ～41.　（記載省略）	42. ～44.　（現行どおり）

第３号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（４名）の任期は満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	いけだひとし 池田均 （昭和32年２月20日生）	昭和56年４月　ﾎﾞｯｼｭ・ｵｰﾄﾓｰﾃｨﾌﾞｼｽﾃﾑ㈱入社 昭和59年４月　山一證券㈱入社 平成10年３月　横河電機㈱入社 平成12年８月　東京三菱ＴＤｳｫｰﾀｰﾊｳｽ証券㈱入社 平成16年６月　平成電電㈱入社当社出向 平成17年３月　当社取締役 平成17年６月　当社常務取締役 平成17年11月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ｸﾚｱﾘｱ代表取締役 拓莉司国際有限公司取締役 ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ取締役 ㈱ｾﾚｸﾃｨﾌﾞ取締役 東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱取締役 濱野皮革工藝㈱取締役	275,950株	なし
2	さとうゆきこ 佐藤有希子 （昭和48年５月８日生）	平成７年４月　ｲｰ・ﾋﾟｰ・ｴｽ㈱入社 平成９年６月　㈱平和情報ｾﾝﾀｰ入社 平成18年12月　当社総務部長 平成19年12月　当社執行役員 平成21年３月　当社取締役 平成25年１月　当社取締役副社長 平成25年12月　当社代表取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） 拓莉司国際有限公司代表取締役 東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱代表取締役 濱野皮革工藝㈱代表取締役 ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ取締役 ㈱ｾﾚｸﾃｨﾌﾞ取締役 ㈱ｸﾚｱﾘｱ取締役	122,400株	なし

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
3	かじわらたかのり 梶原隆徳 (昭和42年5月29日生)	平成２年４月　山一證券㈱入社 平成６年９月　㈲明光企画入社 平成10年２月　㈱ｸﾞﾗｳﾞｨｽ入社 平成15年11月　㈲ﾋﾞｰ・ｴｲﾁ・ｴﾙ入社 平成21年４月　当社情報ｼｽﾃﾑ部長(現任) 平成22年１月　当社執行役員 平成24年３月　当社取締役(現任) 平成25年12月　当社経営企画部長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱ｾﾚｸﾃｨﾌﾞ代表取締役 東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱取締役 濱野皮革工藝㈱取締役 ㈱ｸﾚｱﾘｱ取締役 ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ監査役	96,700株	なし
4	くわじまかつのり 桑島勝典 (昭和42年10月7日生)	昭和62年３月　㈱CB入社 昭和63年３月　㈲利興設備入社 平成４年５月　㈲ｵﾓﾛﾝ商事入社 平成７年８月　当社開発部長 平成17年11月　当社執行役員 平成21年３月　当社取締役(現任) 平成25年12月　当社総務部長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱ﾄﾗｲｱｲｽﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ代表取締役 東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱取締役 濱野皮革工藝㈱取締役 ㈱ｸﾚｱﾘｱ取締役 ㈱ｾﾚｸﾃｨﾌﾞ監査役	72,350株	なし

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年３月26日開催の第19回定時株主総会において補欠監査役に選任された高井章吾氏の選任の効力は本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者の選定にあたっては、取締役とは独立の立場から監査を行う能力及び見識を持ち、適正な監査を行っていただける方を基準としており、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
たかいしょうご 高井章吾 （昭和13年４月17日生）	昭和43年４月　第一東京弁護士会所属 藤林法律事務所入所 昭和44年４月　同事務所ﾊﾟｰﾄﾅｰ(現任) 平成20年11月　東京ﾌﾞﾗｳｽ㈱ 非常勤監査役(現任) 平成25年２月　㈱ﾉﾀﾞ監査役(現任)	－株	なし

（注）1. 高井章吾氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

2. 高井章吾氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年の弁護士として培われた法律知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与したことはございませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）議決権行使サイトにはパソコン又はスマートフォン向けのものと携帯電話向け（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）のものがあり、ご利用環境により自動的に振分けられます。

※「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォン向けサイトからの議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、OS・ブラウザー等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話向けサイトからの議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成27年３月26日（木曜日）の午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

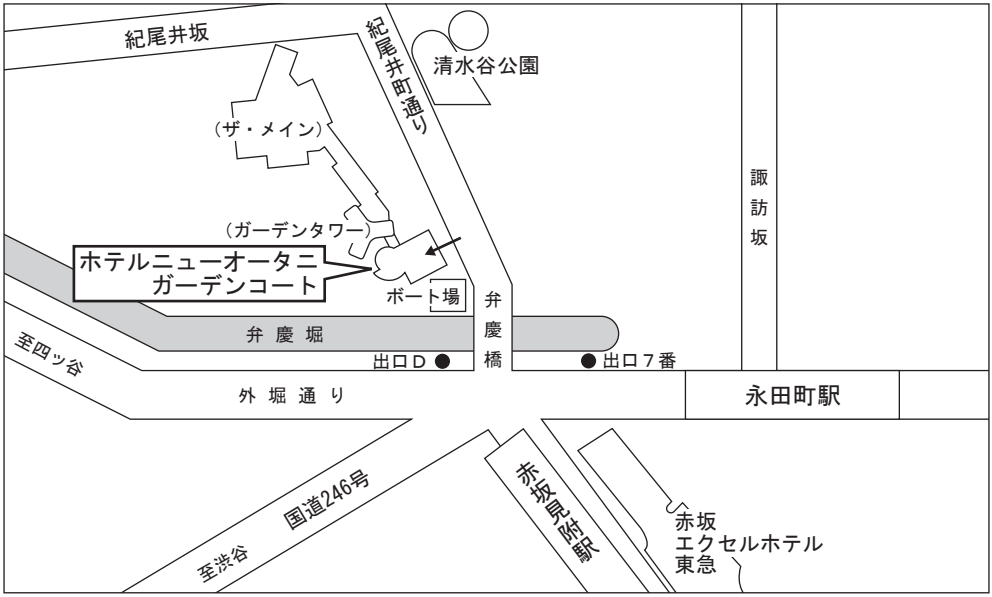
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都千代田区紀尾井町４番１号
ホテルニューオータニ
ガーデンコート　５階　『アリエス』



（交　通）①東京メトロ半蔵門線・南北線　永田町駅（出口７番）から徒歩３分
②東京メトロ丸ノ内線・銀座線　赤坂見附駅（赤坂地下道出口Ⓓ紀尾井町方面）から徒歩３分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。